

第18回 全員協議会記録

1 日 時 令和3年11月9日(火) 午前11時01分 開会

2 場 所 議場

3 出席議員 18名

議 長	佐藤 栄一	議 員	阿部 幸夫
副 議 長	宮澤 一照	”	岩崎 芳昭
議 員	宮崎 淳一	”	堀川 義徳
”	渡部 道宏	”	八木 清美
”	天野 京子	”	横尾 祐子
”	太田 紀己代	”	関根 正明
”	丸山 政男	”	高田 保則
”	村越 洋一	”	植木 茂
”	小嶋 正彰	”	霜鳥 榮之

4 欠席議員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 5名

市 長	入村 明	財 務 課 長	大野 敏宏
総 務 課 長	吉越 哲也	観 光 商 工 課 長	城戸 陽二
企 画 政 策 課 長	葭原 利昌		

7 事務局員 2名

局 長	築田 和志	主 査	道下 啓子
-----	-------	-----	-------

8 件 名

1 執行部側報告

- 1) 妙高市過疎地域持続的発展計画（案）について
- 2) 新光電気工業株式会社新井工場の事業拡張に伴う対応について

○議長（佐藤栄一） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

1) 妙高市過疎地域持続的発展計画（案）について

○議長（佐藤栄一） 1) 妙高市過疎地域持続的発展計画（案）について報告願います。葭原企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） はい。それでは妙高市過疎地域持続的発展計画（案）についてご報告いたします。まずこの計画を策定する経緯や概要について説明をさせていただきます。A4、1枚ものの妙高市過疎地域持続的発展計画（案）の概要についてをご覧ください。1につきましては国では過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施す

るため、昭和 45 年以来、50 年以上にわたって過疎対策に関する法律を制定しており、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、通称過疎法が令和 3 年 4 月 1 日に新たに施行されました。

2 つにつきましては、当市では妙高地域（旧妙高村の区域）が過疎地域に指定されておりましたが、新たな過疎法では過疎地域指定要件である人口要件や財政力要件を満たしている妙高地域に加え、妙高高原地域（旧妙高高原町の区域）が過疎地域に指定されたところでもあります。具体的には表になっております部分をご覧ください。左は要件（基準値）その右側に妙高地域、妙高高原地域、妙高市となっております。妙高地域は人口要件①昭和 50 年から平成 27 年までの人口減少率 28%以上という基準でございすけど、そこが 37.4%と該当。②についても同じ年度までの人口減少率 23%以上が同じく 37.4%かつ、アの平成 27 年の高齢者 35%以上が 37.7%と該当しております。③平成 2 年から平成 27 年までの人口減少率 21%以上が 33.9%と該当しております。妙高高原地域にありましては、人口要件の①、②アとイそして③すべてがそれぞれ該当しているものであります。該当する部分がわかりやすくなるように網掛けを致したところですが、結果して見えづらくなってしまい申し訳ございませんでした。これまで市では平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 カ年を計画期間とした妙高市過疎地域自立促進計画を策定し、各種の過疎対策事業に取り組んでまいりました。引き続き妙高地域、そして今般指定されました妙高高原地域の持続可能な地域社会の形成に向けた方向付けを行うとともに、地方交付税措置のある過疎対策事業債など国の支援策を受けて事業を実施するには過疎計画に位置付けられていることが必要なため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年の計画を策定するものであります。2 面をご覧ください。7 の計画の構成につきましては全体の構成や項目の名称について、過疎法第 8 条第 2 項の規定に基づき、総務省から示された作成例に従ったものとなっております。

それでは計画の内容についてご説明いたします。別冊でお配りしました妙高市過疎地域持続的発展計画（案）をご覧ください。まず 1 ページから 5 ページまでは妙高市と妙高地域、妙高高原地域を合わせた計画書の中では一部過疎地域と総称していますが、それらの概況、人口や産業の推移、行財政の状況などを記載しているものでございます。6 ページから 9 ページでは、地域の持続的発展の基本方針を掲げておりますが、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間としました、第 3 次妙高市総合計画との連動を図りながら人口減少社会に対応した安全・安心・快適な暮らしの確保、唯一無二の地域資源を活かした産業振興と新たな人の流れの創出、地域に則した都市基盤の整備と地域活動支援の 3 つの基本方針を掲げております。

10 ページ以降では分野ごとに現況と問題点、その対策、そして事業計画を記載しております。まず今回新たに項目だてされました、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、移住・定住者への総合的な支援、移住希望者等の受入れ態勢などの課題をあげ、移住相談窓口や支援制度の充実・強化。魅力ある体験交流プログラムの提供、地域コミュニティ活動の活性化などに取り組みます。

次に 13 ページからの産業の振興では、農業経営の効率化と安定化、持続的な林業経営、就労の場と就労者の確保、コロナ禍により落ち込む観光客数の回復などの課題をあげ、圃場整備など農業基盤の整備や、六次産業化の推進、森林整備の支援のほか、登山道等の整備、観光誘客の促進などに取り組みます。

次に 21 ページからの、これも今回新たに項目だてされました地域における情報化では、住民サービスへの積極的な ICT の導入、スマートシティ妙高の推進などを課題にあげ、住民サービスの向上、情報通信基盤の整備などを進めてまいります。

次に 23 ページからの交通施設の整備、交通手段の確保では、道路交通施設の長寿命化、除雪体制の維持、交通弱者や観光客の移動手段確保や利便性向上などを課題にあげ、計画的な道路整備や除雪体制の維持、ニーズに応じた効率的な公共交通サービスの検討などを進めてまいります。

続いて 27 ページからの生活環境の整備では、水道の安定供給、汚水処理施設及び廃棄物処理施設の延命化、火災

や災害に対応できる体制の整備などを課題にあげ老朽化した水道施設及び汚水処理施設の更新、ゴミの適正処理と排出抑制の推進、消防施設の整備などを進めてまいります。

続いて 31 ページからの子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、子育て世代への包括的な支援、高齢者の日常生活における不安の解消、障がい者の自立促進と社会参加の促進、市民の健康寿命延などを課題にあげ、子育て世代への経済的支援を継続するとともに、介護予防の促進、住民主体の支援体制の整備、市民主体の健康づくりの推進などを進めてまいります。

続いて 36 ページの医療の確保では、医療体制の維持を課題にあげ、市内基幹病院の医療提供体制の維持や医療従事者を確保するための支援などに取り組みます。

続いて 37 ページからの教育の振興では、学習環境の整備と、子どもたちの社会で役立つ学力の定着、施設の老朽化などを課題にあげ、各種施設の計画的な改修や、特色ある教育活動の支援、多様な学習機会の提供などを進めてまいります。

続いて 41 ページの集落の整備では、地域コミュニティの維持と共同による相互扶助機能を課題にあげ、地域課題の解決に向けた支援や協働で支え合う仕組み作りなどに取り組みます。

続いて 43 ページの地域文化の振興等では、旧関山宝蔵院庭園の魅力発信、関川関所道の歴史館の老朽化などを課題にあげ、歴史資産の一層の磨き上げと観光資源としての活用、施設の展示内容更新などに向けた検討を進めてまいります。

続いて 44 ページの新たに項目だてされました再生可能エネルギーの利用の促進では、ゼロカーボンの推進を課題にあげ、再生可能エネルギーの活用を検討するとともに、ゼロカーボン実行計画に基づいた取組推進などを進めてまいります。

最後に 45 ページのその他地域の持続的発展に関し必要な事項では、地域に根ざした自治を推進するため、支所機能の維持向上、地域に寄り添った行政サービスの提供に取り組みます。以上となりますがこれらの事業計画につきましては、これまでの継続事業に加え、現時点で必要と思われる事業や今後想定される事業を掲載しておりますが、5年間という期間を考慮し近年の著しい時代の変化にも柔軟に対応できるよう、概括的な表現とさせていただいているものであります。また過疎債の充当にあたっては、各年度における全体の財源調整の中で決定されますとともに、県の配分額との兼ね合いもあることから必ずしも充当されるとは限らないものでございます。

それではお手数ですが、A 4、1 枚の用紙に戻っていただきたいと思っております。裏面の 8 番、計画策定の経過（スケジュール）でございます。計画の策定にあたりましてはあらかじめ県に協議しなければならないことから、10 月 18 日に協議を行うとともに 10 月 12 日からはパブリックコメントによる意見募集を行っております。あわせて妙高地域自治会連絡協議会及び妙高高原地域区長連絡協議会の役員の皆様へ意見照会を行い、ご意見を頂戴しているところでございます。我々も文言や文章等、適切かどうか今一度再精査しているところでございますが、議員の皆様方からもご意見等がございましたら、11 月 15 日までに書面等にてお寄せいただければたいへんありがたいと考えております。今後これらのご意見等を含め、適宜修正を加えながら最終的な案を策定し、12 月議会でのご提案、ご審議を予定しているところであります。以上で妙高市過疎地域持続的発展計画（案）の説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

2) 新光電気工業株式会社新井工場の事業拡張に伴う対応について

○議長（佐藤栄一） ないようでしたら次に移ります。2）新光電気工業株式会社新井工場の事業拡張に伴う対応について、報告願います。城戸観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） はい。それではお願いいたします。新光電気工業株式会社新井工場の事業拡張に伴う対応についてご説明申し上げます。A4の資料をご覧くださいと思っております。新光電気工業におきましては、世界的な半導体需要に対応するため、長野県内の工場において積極的な設備投資を行ってきております。新井工場につきましても事業拡張を図る予定がございまして、妙高市企業振興奨励条例に準じて11月1日付で事業拡張に係る協定を締結させていただきました。まず事業拡張予定エリアにつきましては、すでに自社敷地であります駐車場と隣接する北側の姫川原コミュニティスポーツセンターグラウンド及び民地を購入し、駐車場と合わせて一体としたエリアになります。具体的な場所でありまして規模につきましては、今後ということになりますけれども、来年度から整備に向けた調査でありますとか、インフラライフラインのきりまわしの工事に入る予定でございます。

次に地元との関係でございますが、姫川原コミュニティスポーツセンターグラウンドの売却にあたり、地元の姫川原コミュニティ協議会様をはじめ、姫川原地区、中宿地区、川上地区の3地区に説明を行い、2回の要望書をいただく中で協議を進めさせていただいているところでございます。

最後に今後の対応、予定についてご説明させていただきます。姫川原コミュニティスポーツセンターグラウンドにつきましては条例で規定されている行政財産でございますので、12月定例会におきまして関係する条例改正を上程させていただき、議決いただいた後に土地売買の仮契約を行いまして、財産処分の議案を同じ12月議会の中で上程させていただければと考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） 確認なんですけど、地域とある程度コンセンサス取れているということなんですけど、姫川原のグラウンドは例えば子どものソフトボールの練習ですとか地域の人たちのスポーツの場。廃校になったとはいえ使っているということなんですけど、それにたいして代替的な、地域でどこどこにしてくれってという話はあるんでしょうか。

○議長（佐藤栄一） 城戸観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） はい。いくつかご要望という形の中で受けさせていただいておりまして、それに対応する案というのをこちらから回答させていただいておりまして、今現在、地域で意見集約をさせていただいているという状況でございます。

○議長（佐藤栄一） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（佐藤栄一） ないようでしたら以上をもちまして、全員協議会を閉会します。御苦勞様でした。

閉会 午前11時18分

妙高市議会議長	
---------	--